

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月23日
【会社名】	ENEOSホールディングス株式会社
【英訳名】	ENEOS Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 宮田 知秀
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役 副社長執行役員 CFO 田中 聡一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役 社長執行役員 宮田知秀及び代表取締役 副社長執行役員 CFO 田中聡一郎は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社（以下、当社グループ）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠し、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制には、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀により有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応できない場合等の固有の限界があるため、財務報告の虚偽記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行っており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準（以下、評価基準）に準拠しました。

評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。

財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下、全社的な内部統制）及び決算・財務報告の業務プロセスに係る内部統制の評価範囲は、全社的な観点で評価することが適切と考えられる事業拠点として、当社グループ計78社（当社並びに連結子会社70社及び持分法適用会社等8社）を評価対象として選定しました。

なお、金額的及び質的影響の重要性が乏しい連結子会社及び持分法適用会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。また、評価範囲選定上の金額的重要性の基準値以下であることから長期間評価対象外としてきた事業拠点については、質的重要性等を勘案し、評価範囲への追加の可否を検討しましたが、当期において追加すべき事業拠点は無いと判断しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、財務報告に対する金額的影響を考慮し、当社グループの事業特性及び評価基準を踏まえ、事業拠点の重要性を判断する指標として連結消去後売上高を用いることが適切であると判断しました。上記の全社的な内部統制の評価結果が有効であることを踏まえ、過去2連結会計年度及び当連結会計年度の売上高の平均値に基づき、そのおおむね3分の2の割合に達している事業拠点を重要な事業拠点として選定しました。なお、金額的重要性の観点から重要な事業拠点に選定されなかった事業拠点については、以下の質的重要性及びその発生可能性も勘案し、重要な事業拠点への追加可否を検討の上、評価範囲を決定しました。

主要な事業会社のうち連結消去後売上高が大きい会社

総資産額が一定基準以上の会社におけるガバナンス体制の有効性並びに過去1年間の重大な不正・誤謬等の発生有無

内部統制評価及び評価対象範囲の継続性

選定した重要な事業拠点においては、当社グループの収益獲得活動がエネルギー・素材の供給及び販売であることから、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価対象としました。

さらに、財務報告の重要な事項の虚偽記載に結びつきやすい、見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス及びリスクが高い取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスに対し、金額的重要性も考慮して、以下の業務プロセスを個別に評価対象に追加しました。

固定資産の減損

探鉱開発投資勘定償却

のれんの減損

投資有価証券の公正価値測定

為替管理・為替予約

法人税等及び繰延税金資産・負債

デリバティブ取引

退職給付に係る負債

資産除去債務

このほか、企業及び企業を取り巻く環境の変化を考慮し、財務報告への影響の重要性を勘案した結果、個別に評価対象へ追加した業務プロセスはありません。

前述の選定した業務プロセスをそれぞれ分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧及び内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。